

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果一覧表

別紙2

令和7年4月7日

目 次

・ 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	02
・ 病院、診療所	09
・ 劇場、観覧場、映画館、演芸場	11
・ 集会場、公会堂	12
・ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	13
・ ホテル、旅館	17
・ 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	21
・ 幼稚園、保育所	22
・ 博物館、美術館、図書館	23
・ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	24
・ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	25
・ 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	26
・ 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	27
・ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	29 / 全30ページ

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校

No.	建築物の名称		建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称						内容	実施時期	
1	大阪市立高津小学校(1－1棟)		中央区高津3-1-12他	小学校	(7-2)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.77$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
2	学校法人城星学園(体育館)		中央区玉造2-23-1	小学校・中学校	(7-2)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.02$ $C_T \cdot S_D = 0.31$	-	-	・Iso=0.70
3	大阪市立南大江小学校(1棟)		中央区農人橋1-18他	小学校	(7-2)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.76$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
4	大阪市立市岡東中学校(1－1～6棟)		港区市岡元町3-2-1	中学校	(7-2)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.38$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
5	大阪市立築港中学校(1－1～4棟)		港区築港1-2-1他	中学校	(7-2)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.38$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
6	大阪市立弁天小学校(1－1～4棟)		港区弁天2-9-1	小学校	(7-2)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.26$ $C_T \cdot S_D = 0.31$	-	-	
7	大阪市立港南中学校(3－1棟・3－3～5棟)		港区三先1-5-1他	中学校	(7-2)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.31$ $C_T \cdot S_D = 0.30$	-	-	
8	学校法人上宮学園 体育館		天王寺区上之宮町26-2	中学校	(7-3)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.73$	-	-	・Iso=0.70
9	大阪教育大学附属天王寺中高校舎		天王寺区南河堀町4他	中学校					
	北館および北西翼の4階部分				(5-2)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.71$ $q = 2.19$	-	-	・Iso=0.70
	北館4階の階段室部分				(6-1)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	$I_s/I_{s0} = 2.42$	-	-	
	上記を除く中高校舎全体				(7-3)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.35$	-	-	・Iso=0.70
10	大阪府立難波支援学校(21棟)		浪速区木津川2-1-7他	特別支援学校	(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.91$ $q = 1.22$	-	-	
11	大阪府立難波支援学校(22棟)		浪速区木津川2-1-7他	特別支援学校	(7-2)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.46$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
12	大阪府立難波支援学校(23棟)	浪速区木津川2-1-7他	特別支援学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.04$ $C_T \cdot S_D = 0.43$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
13	大阪府立難波支援学校(24棟)	浪速区木津川2-1-7他	特別支援学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.04$ $C_T \cdot S_D = 0.38$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
14	大阪府立難波支援学校(25棟)	浪速区木津川2-1-7他	特別支援学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.26$ $C_T \cdot S_D = 0.37$	-	-	
15	大阪府立難波支援学校(26棟)	浪速区木津川2-1-7他	特別支援学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.38$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
16	大阪市立難波元町小学校(14-1~3棟)	浪速区元町1-5-1	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.80$ $C_T \cdot S_D = 1.26$	-	-	
17	大阪市立佃西小学校(1-1~5棟)	西淀川区佃2-135-4	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.28$ $C_T \cdot S_D = 0.36$	-	-	
18	大阪市立川北小学校(1-1・2棟)	西淀川区中島1-100-34他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.77$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
19	大阪市立加島小学校(1-1~2棟)	淀川区加島1-299-2他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.25$ $C_T \cdot S_D = 0.34$	-	-	
20	大阪市立美津島中学校(17-1~2棟)	淀川区加島1-379-1他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.38$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
21	大阪市立木川小学校(1-1~5棟)	淀川区木川東3-52他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.26$ $C_T \cdot S_D = 0.32$	-	-	
22	大阪市立東井高野小学校(1-1~4棟)	東淀川区井高野2-358	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.38$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
23	大阪市立井高野中学校(1-1~5棟)	東淀川区井高野2-358他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.72$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
24	大阪市立瑞光中学校(6-1~3棟)	東淀川区瑞光4-30-1他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.73$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
25	大阪市立大隅東小学校(4棟)	東淀川区瑞光5-24-3他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.10$ $C_T \cdot S_D = 0.46$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
26	大阪市立大桐中学校(1-1・2棟)	東淀川区大桐4-143他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.04$ $C_T \cdot S_D = 0.38$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
27	大阪市立新東淀中学校(21-2～5棟)	東淀川区豊里1-10-1他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.32$ $C_T \cdot S_D = 0.39$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
28	大阪市立淡路中学校(13棟)	東淀川区西淡路4-146他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.50$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
29	大阪市立淡路中学校(14-1・2棟)	東淀川区西淡路4-146他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.02$ $C_T \cdot S_D = 0.46$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
30	大阪市立豊新小学校(1-1～5棟)	東淀川区豊新4-17-1他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.28$ $C_T \cdot S_D = 0.30$	-	-	
31	大阪市立北中道小学校(8-1～3棟)	東成区中道2-29他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.77$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
32	大阪市立巽南小学校(1-1～4棟)	生野区巽南2-66他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.02$ $C_T \cdot S_D = 0.79$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
33	大阪市立新巽中学校(1-1・2・4・5棟)	生野区巽南4-114-1他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.42$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
34	大阪府立思斉支援学校(13-1～3棟)	旭区大宮5-7	特別支援学校	(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.72$ $q = 2.40$	-	-	
35	大阪市立清水小学校(19-1・2棟)	旭区清水4-159他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.49$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
36	大阪市立清水小学校(20-1・2棟)	旭区清水4-159他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.48$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
37	大阪市立旭東中学校(17-1・2棟)	旭区新森6-7他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.43$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
38	大阪府立光陽支援学校(27棟)	旭区新森6-46-2他	特別支援学校	(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.91$ $q = 3.07$	-	-	
39	大阪市立高殿南小学校(1-1～3棟)	旭区高殿3-20他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.78$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
40	大阪市立高殿小学校(11棟)	旭区高殿6-1-7他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.77$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
41	大阪市立高殿小学校(17-3棟)	旭区高殿6-1-7他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.55$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
42	大阪市立大宮中学校(29棟)	旭区中宮4-1他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.02$ $C_T \cdot S_D = 0.78$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
43	大阪市立嶋野小学校(1棟)	城東区嶋野西4-3他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.68$ $C_T \cdot S_D = 0.32$	-	-	
44	大阪市立関目小学校(10-1~6棟)	城東区関目6-11-10	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.85$ $C_T \cdot S_D = 0.44$	-	-	
45	大阪市立城東中学校(22-1~5棟)	城東区永田3-16他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.78$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
46	大阪信愛女学院 講堂	城東区古市2-5他	小学校・中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)※	$I_s/I_{so} = 0.01$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.02$	-	-	
47	大阪市立榎本小学校(13-1~5棟)	鶴見区今津北1-1000他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.53$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
48	大阪市立今津中学校(1-1~3棟)	鶴見区今津中1-3-1他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.40$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
49	大阪市立みどり小学校(1-1・2棟)	鶴見区緑2-6-5他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.43$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
50	大阪市立横堤小学校(1-1~4棟)	鶴見区横堤1-981他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.44$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
51	大阪市立茨田西小学校(1-1~2棟)	鶴見区横堤5-238-1他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.77$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
52	大阪市立阪南小学校(11-1~4棟)	阿倍野区阪南町5-7-1他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.08$ $C_T \cdot S_D = 0.41$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
53	大阪教育大学附属天王寺小学校舎	阿倍野区松崎町1-46-1	小学校					
	4階視聴教室部分			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 1.00$ $q = 4.00$	-	-	・Iso=0.70
	上記を除く小学校舎全体			一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} = 1.04$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.45$	-	-	・Iso=0.70

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
54	大阪市立敷津浦小学校(14-1・2棟)	住之江区北島2-35-2	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.17$ $C_T \cdot S_D = 0.38$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
55	大阪市立加賀屋東小学校(11-1～3棟)	住之江区東加賀屋1-60-1他	小学校	(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.85$ $q = 1.49$	-	-	
56	大阪市立平林小学校(1-1～7棟)	住之江区平林南2-6-32他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.28$ $C_T \cdot S_D = 0.34$	-	-	
57	大阪市立住之江小学校(44-3～4棟)	住之江区御崎4-48他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.04$ $C_T \cdot S_D = 0.39$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
58	大阪市立住之江中学校(3-1～4棟)	住之江区御崎8-179他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.41$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
59	大阪市立住之江中学校(15-3・5棟)	住之江区御崎8-179他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.02$ $C_T \cdot S_D = 0.79$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
60	大阪市立依羅小学校(39-2～4棟)	住吉区我孫子4-36他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.78$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
61	大阪市立我孫子中学校(16-1～2棟)	住吉区我孫子東1-11他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.18$ $C_T \cdot S_D = 0.36$	-	-	
62	大阪市立大和川中学校(1-1～5棟)	住吉区遠里小野2-1-1他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.40$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
63	大阪市立東我孫子中学校(13-1～2棟)	住吉区苅田1-1-2他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.38$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
64	大阪市立苅田南小学校(1-1～3棟)	住吉区苅田9-2-4他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.81$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
65	大阪市立住吉小学校(29-1・2棟)	住吉区帝塚山西3-9-2他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.79$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
66	大阪市立住吉中学校(15-1・2棟)	住吉区帝塚山西3-27-6他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.79$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
67	大阪市立長居小学校(15-1～3棟)	住吉区長居東3-1他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.39$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
68	大阪市立東粉浜小学校(12-1・2棟)	住吉区東粉浜2-1他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.28$ $C_T \cdot S_D = 0.34$	-	-	
69	大阪市立山之内小学校(1-1~3棟)	住吉区山之内2-11他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.10$ $C_T \cdot S_D = 0.83$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
70	大阪市立矢田西小学校(1-1~3棟)	東住吉区公園南矢田2-6-7他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.18$ $C_T \cdot S_D = 0.93$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
71	大阪市立矢田西中学校(10棟)	東住吉区公園南矢田2-14他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.09$ $C_T \cdot S_D = 0.43$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
72	大阪市立矢田東小学校(1-1~2棟)	東住吉区住道矢田2-6-1他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.04$ $C_T \cdot S_D = 0.81$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
73	大阪市立矢田中学校(1-1棟)	東住吉区住道矢田9-1他	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.02$ $C_T \cdot S_D = 0.78$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
74	大阪市立矢田北小学校(6棟)	東住吉区照ヶ丘矢田2-815-1他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.10$ $C_T \cdot S_D = 0.84$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
75	大阪市立矢田小学校・矢田南中学校(3-1棟)	東住吉区矢田3-3-1他	小学校・中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.04$ $C_T \cdot S_D = 0.81$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
76	大阪市立矢田小学校・矢田南中学校(7-1・2棟)	東住吉区矢田3-3-1他	小学校・中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.78$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
77	大阪市立瓜破北小学校(1-1~2棟)	平野区瓜破1-40-1他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.04$ $C_T \cdot S_D = 0.79$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
78	大阪市立瓜破東小学校(1-1~6棟)	平野区瓜破東2-628他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.02$ $C_T \cdot S_D = 0.78$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
79	大阪市立加美北小学校(1-1~3棟)	平野区加美北7-106-13他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.02$ $C_T \cdot S_D = 0.82$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
80	大阪市立加美小学校(7-1~5棟)	平野区加美正覚寺3-595他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.16$ $C_T \cdot S_D = 0.89$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
81	大阪市立喜連西小学校(4-1~4棟)	平野区喜連西3-1421-1他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.17$ $C_T \cdot S_D = 0.91$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
82	大阪市立喜連東小学校(1-1 ~3棟)	平野区喜連東1- 304-2他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.77$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
83	大阪市立平野西小学校(18-1 ~5棟)	平野区背戸口4- 1-1他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.08$ $C_T \cdot S_D = 0.83$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
84	大阪市立長吉出戸小学校(1- 1~3棟)	平野区長吉出戸 3-756-1他	小学校	(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.84$ $q = 1.03$	-	-	
85	大阪教育大学附属平野小学校 舎	平野区流町1-6- 3他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.45$	-	-	・Iso=0.70
86	大阪教育大学附属平野中高校 舎	平野区流町2-1- 1他	中学校					
	下記を除く中高校舎全 体			一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.35$	-	-	・Iso=0.70
	中庭西側校舎の西側部 分			建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	
87	大阪市立平野北中学校(1棟)	平野区平野宮町 1-12-13	中学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.25$ $C_T \cdot S_D = 0.37$	-	-	
88	大阪市立平野小学校(16-1・ 2棟)	平野区平野宮町 1-2-1他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.59$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
89	大阪市立北津守小学校(15- 1・2・5棟)	西成区北津守3- 72他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.80$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
90	大阪市立長橋小学校(14-1~ 3棟)	西成区長橋2-27	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.80$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
91	大阪市立長橋小学校(20-2~ 3棟)	西成区長橋2-27	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.02$ $C_T \cdot S_D = 0.81$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
92	大阪市立南津守小学校(4-1 ~5棟)	西成区南津守6- 8-1他	小学校	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.12$ $C_T \cdot S_D = 0.86$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75

病院、診療所

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
1	大阪府済生会中津病院中棟	北区芝田2-38他	病院	(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	
2	社会医療法人協和会 加納総合病院 旧館	北区天神橋7-19-6他	病院	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.41$	-	-	
3	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター 外来管理棟	中央区法円坂2-1-1	病院	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 0.40$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.30$	-	-	
4	心斎橋プラザビル(本館・東館)	中央区南船場3-10-10他	診療所					・主たる用途以外の用途: サービス業を営む店舗、 物品販売業を営む店舗、 飲食店
	東館部分			一般財団法人日本建築防災協会による (7-5)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.05$ $C_T \cdot S_D = 0.26$	-	-	
	本館部分			(8) 一般財団法人建築保全センター 「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/\alpha \cdot Q_{un} = 1.20$ $GI_s = 1.20$	-	-	

病院、診療所

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
5	北大阪ハイツ(北大阪病院)	淀川区西宮原2-7-30他	病院					
	東西方向架構・1階～2階 南北方向架構・5階～10階			一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第3次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.11$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.27$	-	-	・Rt=0.983 ・Iso=0.59
	東西方向架構・3階～12階 南北方向架構・1階～4階, 11階～12階			一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第3次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.35$	-	-	・Rt=0.983 ・Iso=0.59
6	社会医療法人大道会 ポバース記念病院	城東区東中浜1-51-1他	病院	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.61$	-	-	
7	医療法人嘉健会 思温病院	西成区松1-21-1他	病院	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.62$	-	-	・主たる用途以外の用途: 飲食店
8	医療法人山紀会 山本第三病院	西成区南津守4-233-1	病院	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)※	$I_s/I_{s0} = 0.76$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.47$	-	-	

劇場、観覧場、映画館、演芸場

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
1	ザ・シンフォニーホール	北区大淀南2-4-1	劇場	一般財団法人日本建築防災協会による (7-5)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(1997年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.25$ $C_T \cdot S_D = 0.61$	-	-	・主たる用途以外の用途: 自動車庫
2	プラザ梅田ビル	北区太融寺町 105-1	劇場	(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.62$ $q = 1.26$	-	-	・主たる用途以外の用途: 物品販売業を営む店舗、 飲食店、サービス業を営 む店舗、遊技場、集会場 ・要安全確認計画記載建 築物にも該当(国道423 号)
3	住之江競艇場 北スタンド	住之江区泉1- 191-20他	観覧場	(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.62$ $q = 2.17$	-	-	
4	住之江競艇場 南スタンド	住之江区泉1- 191-20他	観覧場	(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.61$ $q = 2.15$	-	-	

集会場、公会堂

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
1	大阪玉姫会館	北区鶴野町2-6	集会場					・要安全確認計画記載建築物にも該当(国道423号)
	9階			一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.10$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.67$	-	-	
	1階～8階			(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.60$ $q = 1.92$	-	-	
2	中之島センタービルディング	北区中之島6-6-11	集会場	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	・主たる用途以外の用途: ホテル、飲食店、駐車場、サービス業を営む店舗、診療所、物品販売業を営む店舗
3	大阪市教育会館	中央区法円坂1-6-16	集会場					・主たる用途以外の用途: 身体障がい者福祉センター ・要安全確認計画記載建築物にも該当(大阪市道築港深江線(中央大通))
	A棟			一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)※	$I_s/I_{s0} = 0.66$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.34$	除却	-	
4	本願寺津村別院	中央区本町4-27-10他	集会場	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)※	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.38$	-	-	・主たる用途以外の用途: 駐車場
5	高島屋 東別館	浪速区 日本橋3-40-1	集会場	一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.48$	-	-	・主たる用途以外の用途: 博物館、飲食店

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
1	大阪駅前第2ビル	北区梅田1-10	物品販売業を営む店舗	(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	・主たる用途以外の用途: サービス業を営む店舗、 飲食店、駐車場、遊技場、診療所 ・要安全確認計画記載建築物にも該当(国道2号)
2	HEPナビオ	北区角田町12-1他	物品販売業を営む店舗	(7-5) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.16$ $C_T \cdot S_D = 0.29$	-	-	・主たる用途以外の用途: 映画館、飲食店、駐車場
3	ホワイティうめだ(1期・2期)	北区小松原町	物品販売業を営む店舗	(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.72$ $q = 2.88$	-	-	・主たる用途以外の用途: 飲食店
4	ドーシマ地下センター	北区堂島1他	物品販売業を営む店舗	(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 1.19$ $q = 4.79$	-	-	・主たる用途以外の用途: 飲食店
5	京阪京橋駅ビル南館	都島区東野田町2-1-1他	物品販売業を営む店舗	(7-5) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.45$ $C_T \cdot S_D = 0.30$	-	-	

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

No.	建築物の名称		建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称						内容	実施時期	
6	大阪国際ビルディング		中央区安土町2-30他	物品販売業を営む店舗	(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	・主たる用途以外の用途：飲食店、駐車場、集会場、診療所、サービス業を営む店舗
7	大林新星和 寺内ビル		中央区北久宝寺町1-54-1他	物品販売業を営む店舗	(7-6) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{SO} = 1.06$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.52$	-	-	・Rt=0.99 ・Iso=0.594
8	株式会社大西		中央区久太郎町4-53他	物品販売業を営む店舗					・要安全確認計画記載建築物にも該当(大阪市道築港深江線(中央大通))
	本社棟				(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	
	心斎橋棟				(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s = 0.64$ $q = 1.05$	-	-	
9	株式会社心斎橋共同センタービルディング		中央区心斎橋筋1-27-12他	物品販売業を営む店舗					
	南館 中央				(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.68$ $q = 2.74$	-	-	
	南館 東側				(7-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{SO} = 1.21$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.39$	-	-	
	南館 西側				(7-6) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{SO} = 1.05$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.51$	-	-	
10	なんばウォーク(1期)		中央区千日前	物品販売業を営む店舗	(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 1.20$ $q = 4.79$	-	-	・主たる用途以外の用途：飲食店
11	なんばウォーク(2期)		中央区千日前	物品販売業を営む店舗	(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.80$ $q = 3.22$	-	-	・主たる用途以外の用途：飲食店
12	船場センタービル1、2、3号館		中央区船場中央1-1-15他	物品販売業を営む店舗	(7-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{SO} = 1.21$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.74$	-	-	・主たる用途以外の用途：飲食店、駐車場 ・要安全確認計画記載建築物にも該当(大阪市道築港深江線(中央大通))
13	船場センタービル4、5、6、7、8、9号館		中央区船場中央2-1-1他	物品販売業を営む店舗	(7-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{SO} = 1.28$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.78$	-	-	・主たる用途以外の用途：飲食店、駐車場、公益上必要な建築物 ・要安全確認計画記載建築物にも該当(大阪市道築港深江線(中央大通))

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
14	船場センタービル10号館	中央区船場中央 4-3-1他	物品販売業を営 む店舗	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 2.36$ $C_{TU} \cdot S_D = 1.44$	-	-	・主たる用途以外の用途: 飲食店
15	京阪ビルディング	中央区天満橋京 町28他	物品販売業を営 む店舗					・主たる用途以外の用途: ホテル、飲食店、駐車場・ 駐輪場、サービス業を営 む店舗、旅客の乗降の用 に供するもの、診療所
	1階より下階			一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.51$	-	-	
	2階より上階			一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.39$	-	-	
16	NAMBAなんなん	中央区難波5	物品販売業を営 む店舗	(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.66$ $q = 2.64$	-	-	・主たる用途以外の用途: 飲食店
17	近鉄百貨店 上本町店	天王寺区上本町 6-1	百貨店	(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s = 0.62$ $q = 1.06$	-	-	・主たる用途以外の用途: 旅客の乗降の用に供する もの
18	天王寺ミオプラザ館	天王寺区悲田院 町92	物品販売業を営 む店舗	(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.60$ $q = 1.44$	-	-	・主たる用途以外の用途: 飲食店、旅客の乗降の用 に供するもの、サービ ス業を営む店舗、診療所
19	なんばCITY南館	浪速区難波中2- 8-1他	百貨店	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけ るある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに 基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算に あつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するもので あることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけ るある時点の建築基準法並 びにこれに基づく命令及び 条例の規定に適合するもの であることを確認できる。	-	-	
20	イズミヤ淡路店	東淀川区淡路4- 277他	物品販売業を営 む店舗	(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.13$ $q = 0.53$	-	-	
21	かみしんプラザ	東淀川区大隅1- 113-1	物品販売業を営 む店舗	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(2017年版)	$I_s/I_{s0} = 1.10$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.72$	-	-	・主たる用途以外の用途: 銀行

百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

No.	建築物の名称		建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
		部分の名称					内容	実施時期	
22	ファミリータウン今福		城東区今福東1-15	物品販売業を営む店舗	(7-5)「一般財団法人日本建築防災協会による 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第3次診断法」(1997年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.11$ $C_T \cdot S_D = 0.30$	-	-	・主たる用途以外の用途: サービス業を営む店舗、 飲食店舗、診療所
23	メガロコブヒラノ1号棟		平野区平野宮町1-12-3	物品販売業を営む店舗					
		北棟(5~11階)			(7-3)「一般財団法人日本建築防災協会による 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 0.31$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.21$	-	-	
		北棟(1~4階)			(7-6)「一般財団法人日本建築防災協会による 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 0.21$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.17$	-	-	
		南棟(5~11階)			(7-3)「一般財団法人日本建築防災協会による 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 0.35$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.23$	-	-	
		南棟(1~4階)			(7-6)「一般財団法人日本建築防災協会による 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 0.26$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.22$	-	-	
		西棟(5~11階)			(7-3)「一般財団法人日本建築防災協会による 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 0.36$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.25$	-	-	
		西棟(1~4階)			(7-6)「一般財団法人日本建築防災協会による 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 0.35$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.23$	-	-	

ホテル、旅館

No.	建築物の名称		建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称						内容	実施時期	
1	大阪マルビル		北区梅田1-4-1 他	ホテル	(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	・主たる用途以外の用途: 物品販売業を営む店舗、 飲食店
2	阪急電鉄梅田駅(三番街)・阪急ターミナルビル・新阪急ホテル		北区芝田1-16-5 他	ホテル					・主たる用途以外の用途: 物品販売業を営む店舗、 飲食店、サービス業を営む店舗
	阪急電鉄梅田駅3階構内店舗(西店舗)				(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 1.11$ $q = 2.39$	-	-	
	新阪急ホテル(事務エリア)				(7-6) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.11$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.53$	-	-	
	新阪急ホテル(北側)				(7-6) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.50$	-	-	
	新阪急ホテル(南側)				(7-6) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.39$	-	-	
	阪急電鉄梅田駅5階電気室				(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	
	阪急ターミナルビル				(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	
3	梅田OSビル		北区曽根崎2-50	ホテル	(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	・主たる用途以外の用途: 飲食店、物品販売業を営む店舗

ホテル、旅館

No.	建築物の名称		建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
		部分の名称					内容	実施時期	
4	望月ビル		北区堂山町51-1 他	ホテル					・主たる用途以外の用途: 飲食店、サービス業を営 む店舗
		北側部分			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s = 0.70$ $q = 1.04$	-	-	
		中央部分			一般財団法人日本建築防災協会による (7-3) 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.36$ $C_{TU} \cdot S_D = 1.02$	-	-	
		ホテル棟			一般財団法人日本建築防災協会による (7-5) 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第3次診断法」(1997年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.25$	-	-	
5	リーガロイヤルホテル(本館、新 館、ラ・ロンド、別館)		北区中之島5	ホテル					・主たる用途以外の用途: 飲食店、物品販売業を営 む店舗、運動施設
		別館			(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.63$ $q = 1.73$	-	-	
		ラ・ロンド			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.66$ $q = 1.34$	-	-	
		本館(3階機械室)			一般財団法人日本建築防災協会による (7-3) 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.03$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.65$	-	-	
		本館(大宴会場)			一般財団法人日本建築防災協会による (7-6) 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.32$	-	-	
		本館(東館・西館)10階 ～14階			一般財団法人日本建築防災協会による (7-6) 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第3次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.02$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.23$	-	-	・Rt=0.837 ・Iso=0.50
		本館(東館・西館)1階 ～9階			一般財団法人日本建築防災協会による (7-6) 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第3次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{s0} = 1.02$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.24$	-	-	・Rt=0.837 ・Iso=0.50
		新館			(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	

ホテル、旅館

No.	建築物の名称		建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称						内容	実施時期	
6	アークホテル大阪心斎橋		中央区島之内1-1他	ホテル					
	東棟 地上12階				(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 1.06$ $q = 1.20$	-	-	
	西棟 7階～11階				一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{SO} = 1.10$ $C_T \cdot S_D = 0.35$	-	-	
	西棟 1～6階				一般財団法人日本建築防災協会による (7-4)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1983年版)	$I_s/I_{SO} = 1.00$	-	-	
7	小林ビル(クロスホテル大阪)		中央区心斎橋筋2-28-1他	ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{SO} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.25$	-	-	・主たる用途以外の用途: 飲食店、物品販売業を営む店舗、駐車場
8	レッドループラス大阪難波		中央区千日前1-47-4他	ホテル					・主たる用途以外の用途: 飲食店、物品販売業を営む店舗
	5階以上				一般財団法人日本建築防災協会による (5-2)「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.65$ $q = 1.04$	-	-	
	4階以下				一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{SO} = 1.09$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.22$	-	-	・Rt=0.876 ・Iso=0.53
9	ホテル京阪 天満橋		中央区谷町1-10-1他	ホテル					・主たる用途以外の用途: 飲食店
	1～4階(SRC部)				一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{SO} = 1.08$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.52$	-	-	
	5～10階(RC部)				一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{SO} = 1.05$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.51$	-	-	
10	オー・エム・ホテル日航ビル		中央区西心斎橋1-7-5他	ホテル	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	・主たる用途以外の用途: 飲食店、物品販売業を営む店舗
11	大阪富士屋ホテル		中央区東心斎橋2-27-8他	ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{SO} = 1.01$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.62$	-	-	・主たる用途以外の用途: 飲食店
12	成泉ビルディング		西区江戸堀1-11-10	ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)※	$I_s/I_{SO} = 1.03$ $C_T \cdot S_D = 0.49$	-	-	・Rt=0.96 ・Iso=0.576 ・主たる用途以外の用途: 物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス業を営む店舗

ホテル、旅館

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
13	公立学校共済組合大阪宿泊所 (ホテルアウイーナ大阪:宿泊棟)	天王寺区石ヶ辻 町38-1他	ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第3次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.29$	-	-	
14	ホテルコンサルト	淀川区西中島1- 12-3	ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による (5-2)「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.6$ $q = 1.18$	-	-	・主たる用途以外の用途: 飲食店 ・要安全確認計画記載建 築物にも該当(国道423 号)
15	ホテルマイステイズ新大阪コン ファレンスセンター	淀川区西中島6- 2-7	ホテル	一般財団法人日本建築防災協会による (7-5)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(1997年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.25$	-	-	・主たる用途以外の用途: 集会場
16	日本私立学校振興・共済事業団 大阪会館 大阪ガーデンパレス	淀川区西宮原1- 3-14他	ホテル					
	低層棟			一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2 次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} = 1.10$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.31$	-	-	
	高層棟			一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)※	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.30$	-	-	

老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの

No.	建築物の名称		建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称						内容	実施時期	
1	社会福祉法人健勝会 特別養護老人ホーム なにわ・医療法人健昭会 なにわ病院		浪速区幸町2-10-9他	特別養護老人ホーム					・主たる用途以外の用途：病院
	2～10階				(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s = 0.41$ $q = 0.82$	-	-	
	1階				一般財団法人日本建築防災協会による(7-5)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{so} = 1.16$ $C_T \cdot S_D = 0.56$	-	-	

幼稚園、保育所

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
1	学校法人文化女子学院 文化幼稚園	港区岡元町2-1-38他	幼稚園					
	講堂			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.19$ $q = 0.78$	-	-	
	講堂を除く園舎			一般財団法人日本建築防災協会による (7-2) 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 0.71$ $C_T \cdot S_D = 0.31$	-	-	
2	大阪市立加島第1保育所	淀川区加島1-532-1他	保育所	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2) 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} = 1.17$ $C_T \cdot S_D = 0.30$	-	-	
3	大阪信愛女学院 幼稚園園舎	城東区古市2-5他	幼稚園	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3) 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.06$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.66$	-	-	
4	天宗東住吉園	東住吉区住道矢田1-17	保育所	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3) 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.79$	-	-	
5	大阪教育大学附属幼稚園園舎	平野区流町2-1-1他	幼稚園	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3) 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.01$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.37$	-	-	・ $I_{s0}=0.70$

博物館、美術館、図書館

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
1	大阪城 天守閣	中央区大阪城1-1	博物館	一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_S/I_{SO} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.29$	-	-	
2	大阪市立美術館	天王寺区茶臼山町121	美術館	一般財団法人日本建築防災協会による (7-6)「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_S/I_{SO} = 1.01$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.52$	-	-	
3	大阪市立自然史博物館	東住吉区長居公園822-1他	博物館					
	第1展示室・第2展示室棟			一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	$I_S/I_{SO} = 1.30$ $C_T \cdot S_D = 0.83$	-	-	
	第3展示室・管理棟・収蔵庫棟			一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_S/I_{SO} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.64$	-	-	

飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

No.	建築物の名称		建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称						内容	実施時期	
1	レイズ梅田ビル		北区梅田2-16-2 他	飲食店	(7-6)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.34$	-	-	・Rt=0.99 ・Iso=0.60 ・主たる用途以外の用途: 遊技場
2	イースクエア茶屋町ビル		北区茶屋町38-5	飲食店					・主たる用途以外の用途: 遊技場、カラオケボック ス、駐車場
	東西方向架構				(7-6)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.64$	-	-	
	南北方向架構				(7-6)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第3次診断法」(2009年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.32$	-	-	
3	味園ビル		中央区千日前2- 1525-1他	飲食店	(16)建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく法令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく法令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	・主たる用途以外の用途: キャバレー、ホテル
4	うえほんまちハイハイタウン		天王寺区上本町 6-303	飲食店	(7-6)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第2次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_s/I_{so} = 1.19$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.55$	-	-	・Rt=0.95 ・Iso=0.57 ・主たる用途以外の用途: サービス業を営む店舗、 物品販売業を営む店舗、 診療所
5	あべちか		天王寺区堀越町	飲食店					・主たる用途以外の用途: 物品販売業を営む店舗
	1, 3, 4, 5, 6, 9, 10 号階段				(5-2)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.58$ $q = 2.32$	-	-	
	2号階段				(6-1)「一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1 次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保し ていることを確認する方法	$I_s/I_{so} = 2.23$	-	-	
6	きんえいアポロビル		阿倍野区阿倍野 筋1-69-1	飲食店	(16)建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく法令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく法令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	・主たる用途以外の用途: 物品販売業を営む店舗、 遊技場、駐車場、映画館・ 演芸場、サービス業を営 む店舗、診療所

理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

No.	建築物の名称		建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称						内容	実施時期	
1	大阪駅前第3ビル		北区梅田1-3	サービス業を営む店舗	(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	・主たる用途以外の用途: 飲食店、物品販売業を営む店舗、駐車場、診療所、遊技場 ・要安全確認計画記載建築物にも該当(国道2号)
2	大阪駅前第4ビル		北区梅田1-5	サービス業を営む店舗	(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	・主たる用途以外の用途: 物品販売業を営む店舗、診療所、駐車場、飲食店、遊技場
3	大阪駅前第1ビル		北区梅田1-20	サービス業を営む店舗	(7-6) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第3次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)※	$I_S/I_{SO} = 0.73$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.13$	-	-	・ $R_t=0.933$ ・ $I_{so}=0.560$ ・主たる用途以外の用途: 飲食店、駐車場、物品販売業を営む店舗、診療所、遊技場 ・要安全確認計画記載建築物にも該当(国道2号)

自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

No.	建築物の名称		建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称						内容	実施時期	
1	OMM(オーエムエム)		中央区大手前1-7-1他	駐車場					・主たる用途以外の用途: 飲食店、展示場、サービス業を営む店舗、診療所、物品販売業を営む店舗、保育所
	機械棟				(7-5) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第3次診断法」(1997年版、鉄骨が非充腹材の場合)	$I_S/I_{S0} = 1.06$ $C_T \cdot S_D = 0.31$	-	-	
	駐車場棟				(7-5) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第3次診断法」(1997年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_S/I_{S0} = 1.26$ $C_T \cdot S_D = 0.33$	-	-	
	展示棟				(7-6) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第3次診断法」(2009年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_S/I_{S0} = 1.08$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.27$	-	-	
	本館棟				(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	
2	大阪センタービル・大阪御堂筋ビル		中央区久太郎町4-68-3他	駐車場					・主たる用途以外の用途: 飲食店、物品販売業を営む店舗、診療所、集会場
	地上5階柱～塔屋3階まで				(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_S = 0.88$ $q = 1.53$	-	-	
	地上1階～地上5階床まで				(7-5) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める 「第3次診断法」(1997年版、鉄骨が充腹材の場合)	$I_S/I_{S0} = 1.21$ $C_T \cdot S_D = 0.25$	-	-	
3	大丸心斎橋店 大阪第2駐車場ビル		中央区西心斎橋1-12-3	駐車場	(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_S = 0.68$ $q = 1.14$	-	-	
4	大丸心斎橋店 第一駐車場		中央区西心斎橋1-16-9	自動車車庫	(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_S = 0.71$ $q = 1.15$	-	-	・主たる用途以外の用途: 物品販売業を営む店舗

保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

No.	建築物の名称 部分の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称		耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	大阪市庁舎	北区中之島1-4-1	公益上必要な建築物	(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	
2	大阪高等・地方・簡易裁判所(庁舎本館)	北区西天満2-1-13	公益上必要な建築物	(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	
3	大阪府庁舎 本館	中央区大手前2-2-1	公益上必要な建築物	(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	・主たる用途以外の用途: サービス業を営む店舗
4	大阪府庁舎 別館	中央区大手前3-3-1	公益上必要な建築物	(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	
5	大阪第2地方合同庁舎	中央区大手前4-6-25	公益上必要な建築物	(16) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	
6	大阪府立労働センター本館	中央区北浜東15	公益上必要な建築物	(2) 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s = 0.76$ $q = 1.13$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75 ・主たる用途以外の用途: 自動車庫、集会場、劇場、飲食店

保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
7	大正区役所	大正区千島2-7-6	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.76$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
8	東淀川区役所	東淀川区豊新2-1-1他	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} = 1.08$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.84$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
9	東成区役所	東成区大今里西2-8他	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.79$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
10	旭区役所	旭区大宮1-35-1	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_T \cdot S_D = 0.79$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
11	鶴見区役所	鶴見区横堤5-678-1	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} = 1.00$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.78$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
12	阿倍野区役所	阿倍野区文の里1-1-2	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による (7-2)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{so} = 1.01$ $C_T \cdot S_D = 0.64$	-	-	
13	住之江区役所	住之江区御崎3-76-1他	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} = 1.08$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.84$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75
14	東住吉区役所	東住吉区東田辺1-19-2他	公益上必要な建築物	一般財団法人日本建築防災協会による (7-3)「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{so} = 1.11$ $C_{TU} \cdot S_D = 0.83$	-	-	・U=1.25 ・Iso=0.75

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

No.	建築物の名称		建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称						内容	実施時期	
1	大阪工場	ABCDヤード	此花区桜島2-431他	危険物の貯蔵場					
		Aヤード(最北側建屋部分)西側部分 東西方向架構			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.43$ $q = 0.86$	-	-	
		Bヤード(Aヤード南接建屋部分)西側部分 東西方向架構			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.62$ $q = 1.24$	-	-	
		Cヤード(Bヤード南接建屋部分)西側部分 東西方向架構			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.66$ $q = 1.31$	-	-	
		Dヤード(Cヤード南接建屋部分)西側部分 東西方向架構			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.67$ $q = 1.34$	-	-	
		Aヤード(最北側建屋部分)東側部分 東西方向架構			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.22$ $q = 0.43$	-	-	
		Bヤード(Aヤード南接建屋部分)東側部分 東西方向架構			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.20$ $q = 0.79$	-	-	
		Cヤード(Bヤード南接建屋部分)東側部分 東西方向架構			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.25$ $q = 0.99$	-	-	
		Dヤード(Cヤード南接建屋部分)東側部分 東西方向架構			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.22$ $q = 0.86$	-	-	
		ABCDヤード西側部分 南北方向架構			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.15$ $q = 0.60$	-	-	
		ABCDヤード東側部分 南北方向架構			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.21$ $q = 0.84$	-	-	
		倉庫・機械室(Aヤード北接下屋)			(7-3) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} = 1.43$ $C_{TU} \cdot S_D = 1.03$	-	-	

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

No.	建築物の名称	建築物の位置 (地名地番)	建築物の 主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する 安全性の評価の結果	耐震改修等の予定		備考
	部分の名称					内容	実施時期	
2	住友電気工業株式会社 大阪製作所 電力ケーブル工場	此花区島屋1-60	危険物の処理場					
	中央東側工場以外の工場			(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.61$ $q = 1.16$	-	-	
	中央東側工場			建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認できる。	-	-	
3	日本製鉄株式会社 関西製鉄所製鋼所地区(BTショップ、SHTショップ)	此花区島屋5-249-1他	危険物の処理場	(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.16$ $q = 0.53$	-	-	
4	日本製鉄株式会社 関西製鉄所製鋼所地区(FFショップ、LHTショップ)	此花区島屋5-249-1他	危険物の処理場	(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.12$ $q = 0.48$	-	-	
5	日本製鉄株式会社 関西製鉄所製鋼所地区(SWショップ)	此花区島屋5-249-1他	危険物の処理場	(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.10$ $q = 0.35$	耐震改修	令和2年1月 ～ 令和7年3月	
6	株式会社中山製鋼所 棒線工場	大正区船町2-8-11	危険物の処理場	(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.04$ $q = 0.12$	-	-	
7	株式会社TONEZ 大阪工場	西淀川区福町1-33他	危険物の処理場	(5-2) 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	$I_s = 0.01$ $q = 0.03$	-	-	